

質疑・答弁から

■ 専決処分の承認（国保特別会計補正予算）

問 5月27日に専決処分をしています。なぜ26日に開催された臨時会に提案せず、その翌日に専決処分をしたのですか。

答 平成20年度の出納閉鎖期間は5月31日までとなっており、税の収納期間をできるだけ長く取って繰上充用額を小さくするようにしました。そのため27日に専決処分をし、臨時会には提案しませんでした。

問 例えば、31日に専決しているならぎりぎり最終まで収納したいのだから分かりますが、27日ではそうなのかと思えます。8500万円を歳入不足に充てるという重要な案

年度別繰上充用額 (千円)

年度	繰上充用額
15	20,054
16	34,184
17	47,926
18	96,817
19	103,919
20	85,247

件ですから、なるべく議会にかけて審査をしてもらう、議会で審査をさせてもらえるよう対応していただきたいと思えます。

問 昨年、繰上充用額は1億円を超えていたと思います。今年度は8500万円。単年度では黒字のようですが、昨年度の収支はどのくらい黒字になっていますか。

答 平成19年度の繰上充用額は約1億391万円でした。平成20年度は

約8524万円です。医療分、介護分、後期高齢者分全体で単年度約1867万円の黒字を見えています。

問 5月の新聞に鞍手町で不正に入手した国保被保険者証、住民票を使って携帯電話の契約を申し込んだと載っていました。保険証を発行した担当課はこのことを承知していますか。

答 被保険者証を交付したことは承知しています。

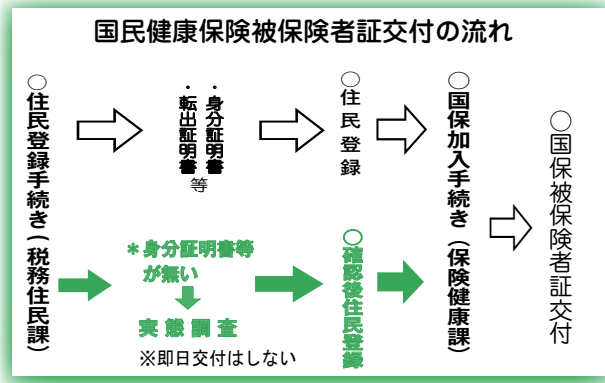
問 保険者証の申込みがあったときのチェックはどうしていますか。

答 国保は住民基本台帳を基本としており、税務住民課で台帳に登録されれば保険者証を交付します。

答 この件の時は、1人は住民票も身分証明書もありませんでしたが、ど

うしても病院にかかりたいということでした。職権で本籍地に問合せをし、本籍地に住民票異動の受理通知を送って確認をするということ。住民票を作成しました。

行っていないませんでした。今は身分証明書等がない場合は、実態調査を行ってから登録をし、保険者証の申込みがあっても即日交付はしないようにしています。



■ 一般会計補正予算 (1号)

問 今回の補正は、職員給与の改定が主なものとおもいますが、職員数の変更はないにもかかわらず、予算上なせ増額や減額があるのですか。

答 職員給与の減額率を7月分から3%から2%に改正します。また、今年4月1日付で人事異動を行い、配置換えをいたしましたので、この2つに伴って増減が発生しているということです。

■ 国保特別会計補正 予算 (2号)

問 歳入の県支出金で、

財政調整交付金県補助金が944万8000円減額となっていますが、これはどういうことですか。

答 普通調整交付金は、町が医療費として支払う療養給付費、乳障母に対する地方単独補助金、保険基盤安定繰入金、基準超過費用負担額、前期高齢者交付金などを控除し、一定の交付率を掛けて算出します。今回、この計算式に基づき、県補助金を944万8000円減額しています。

問 新年度が始まって何ヶ月も経っていないのに、何故この時期減額になるのですか。

答 大きな理由は、平成21年度の前期高齢者交付金の額が決まったことです。当初予算では見込みで算出しておりましたが、再度計算し、今回補正をしました。